

# 吐水口空間とは？

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）

（逆流防止に関する基準）

第五条 （二）吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

吐水口空間と定められています。

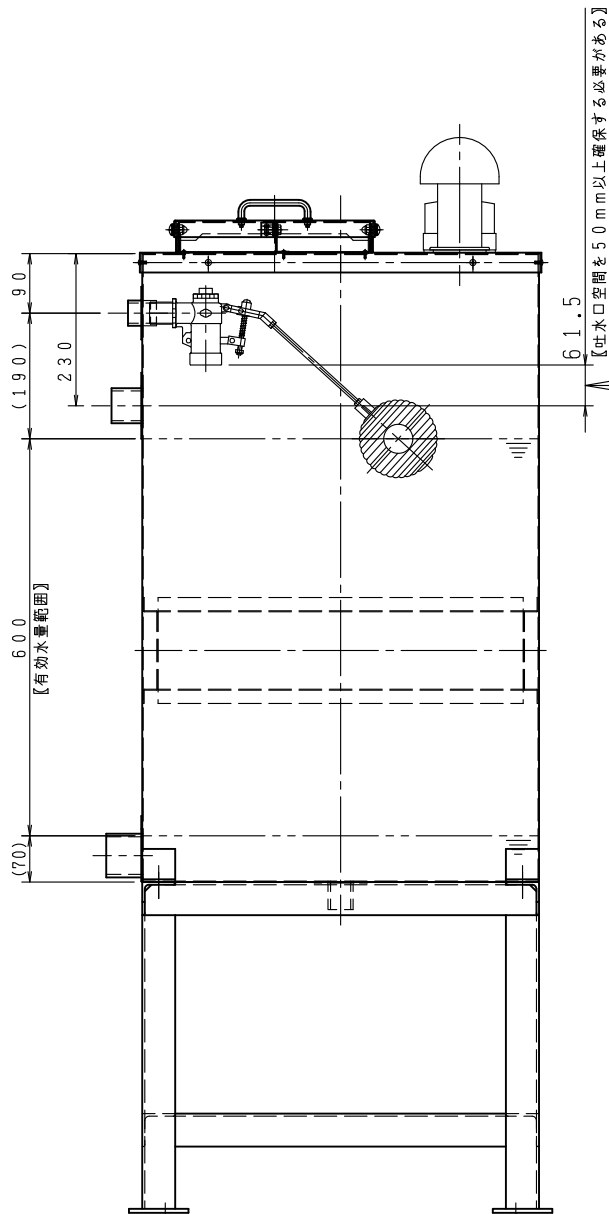
ボールタップを使用した給水装置を備えている消火用補給水槽も、例外ではありません。

水槽内は汚泥等沈殿物が底に溜まり、水質的に良い状態とは言えない状況になります。

その水がボールタップの故障等により給水管から逆流しない様に、吐水口空間が設けられています。

吐水口空間は、水の「逆流防止」の為の空間であり、厚生省令により定められています。

注）消防法で定められているものではありませんのでご注意ください。




別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇ミリメートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五ミリメートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上

備考

1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。

2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。

工事名称	図番	Z-20-121 070509-30
図面名称 吐水口空間とは	承認	大河内
作図年月 R07.05.08	検図	中井
縮尺 / . /	製図	小瀧
 株式会社 北浦製作所		